

「かみたん」について「町内外のイベントに出演して、上三川町のPRをしています。」

## 国民年金保険料の納付が困難な学生は 学生納付特例の申請を

日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

学生の方であっても加入の手続きが必要ですが、ただし、20歳以上の学生の方で保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」として、在学中の保険料の納付が猶予される制度が利用できます。

### ▼対象となる方

日本国内にある大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が一年以上の課程）に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方、失業等の理由がある方。

※なお、一部の海外大学の日本分校も対象になります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

### ▼所得のめやす

118万円＋扶養親族の数×38万円  
で計算した額以下

●「納付」学生納付特例「未納」の違い  
老齢基礎年金を受け取るためには、

原則として保険料納付期間と免除期間があわせて最低25年（300月）あることが必要となります。学生納付特例を受けた期間は、この受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。

※ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されますのでご注意ください。また、申請が遅れて「未納」となっている場合、20歳以降の申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害基礎年金の申請ができなくなる場合もありますのでご注意ください。

▼申請先 Ⅱ 役場保険課又は年金事務所  
▼必要なもの Ⅱ 年金手帳 在学期間  
がわかる学生証(写し)又は在学証明書(原本) 印かん

### ▼問い合わせ先

宇都宮西年金事務

0208(622)4281

保険課 国保年金係

56 9134

## 農業用廃プラスチック回収 (分別収集)を実施します

### ▼日時

6月7日(火)・8日(水)

午前8時30分～正午

午後1時～午後3時

※正午～午後1時までの時間帯の持ち込みは極力ご遠慮ください。

### ▼内容

#### 7日(火)

①農業用ポリエチレン(スーパーン  
ラー・ベジタロン・クリンテート・  
トーカーエース・ユーラックなど。  
ただし、不織布は回収しません)。

②グリーンや黒のマルチなど

③灌水チューブ

④農業空きポトル・空き袋

※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。

#### 8日(水)

⑤農業用ビニール(クリンエース・  
キリナイン・ノンキリー・ハイビツ  
トモヤレス・キリサラバなど)

①～⑥にそれぞれ分別してください。

※種類ごとに回収を実施します。

必ず分別のうえ、つば折りにし、

同資材のヒモ又は灌水チューブでは  
ずれないよう2か所を結束し、指定  
された日に搬入してください。これ  
以外は受け付けません。

※廃プラスチック等に金属(針金など)がついている場合は、必ず取り除いてください。

### ▼場所

J A つつのみや上三川野菜集出荷所  
(上蒲生378番地)

### ▼処理負担金

重量負担15円/kg  
(100円未満切り捨て)

※委任状が必要になりますので、印かんをお持ちください。

### ▼その他

廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

### ▼問い合わせ先

J A つつのみや

上三川野菜集荷所

56 6688

産業振興課 農産園芸係

56 9138

# 6月1日は「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会では、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことから、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

人権擁護委員とは、地域の方の身近な相談相手として人権相談を受け、問題解決のお手伝いや法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をします。また地域の方に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

啓発活動重点目標を「みんなで築こう人権の世紀」と考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心」と定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、一人一人の心に訴えることにより、全ての人々が個人として尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開します。

町では左記の通り人権擁護委員による特設相談所を開設します。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

## ●特設相談所開設

▼日時 6月1日（水）  
午前9時～正午

▼場所 上三川町役場町民相談室

## ○町の人権擁護委員

- 大橋 佳夫さん（本町）
- 鈴木 武夫さん（上郷一区）
- 深谷 和子さん（愛宕町）
- 菊地 守人さん（西蓼沼）
- 田中 則子さん（三ツ家）
- 谷中 好江さん（本町）

## ▼問い合わせ先

福祉課 福祉人権係  
 ☎ 9128  
 FAX 6868  
 56 56

## 上三川の自然災害

### 第2話 鬼怒川の由来

鬼怒川は、古くは「毛野川（ケヌガワ）」と呼ばれ、毛野（栃木・群馬）と常陸（茨城）の境となっていたといわれます。さらに、江戸時代には「絹川」や「衣川」と書いて「キヌガワ」と読ませていました。それが明治になってから今のように記されるようになったといわれています。なぜこのような恐ろしい字が当てられたかはよくわかっていませんが、江戸時代までは川を渡るのに渡し船を使っていたのに、明治時代になって鉄道の敷設などで、橋を架けるようになったことと無縁ではなさそうです。

怒川がわずか十年で鉄道の路線を変更させたのです。今でこそ堤防を水が越えることはなかなかありませんが、河川敷が水でいっぱいになる光景を目にすることはあります。荒々しい流れの「鬼の怒る川」には近寄りず、清らかな水の流れる「絹の川」とお付き合いしていきたいものです。

明治18年に東北本線が上野から宇都宮まで、20年には宇都宮から矢板まで開通しました。このときは宇都宮から北上、氏家の北側に直接向かうルートでしたが、このルートだと、上流で分岐している鬼怒川を2回渡らなければなりません。このため、鬼怒川が増水すると、何度も列車を運休させるような被害が続ぎ、明治28年には川を一度だけ渡る現在のルートに変更となりました。つまり鬼



「かみたんについて」イベントなどで見かけた際は一緒に写真を撮ると喜びます。是非声をかけてください。